

議案第 38 号

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する
条例の制定について

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 3 月 18 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する
条例

平成26年3月 日
条例第 号

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例(平成17年多可町条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)
退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以上 15年未 満	15年以上 20年未 満	20年以上 25年未 満	25年以上 30年未 満	30年以上
団 長	千 円 239	千 円 344	千 円 459	千 円 594	千 円 779	千 円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例新旧対照表

現 行

別表 退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団 長	189	294	409	544	729	929
副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団 員	144	214	284	359	469	639

改 正

別表 退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689